

## ○福津市部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月19日

条例第1号

### (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年福岡県条例第6号）及び福津市人権擁護に関する条例（平成17年福津市条例第86号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない福津市を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び通勤し、又は通学する者。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体。

### (市の責務)

第3条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

### (市民等の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別の解消に関する施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

2 事業者は、第1条の目的の達成に向け、職場での研修及び啓発活動を行うように努めるものとする。

### (市の施策の推進)

第5条 市は、基本的人権を擁護し、必要な施策について、市民等及び部落差別の解消に関する関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

2 市は、前項の施策に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

### (相談体制の充実)

第6条 市は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する関係団体との連携を図るとともに、市の組織の整備又は充実に努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。